

議案第 12 号

東浦町先端産業育成条例の一部改正について

東浦町先端産業育成条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成 27 年 3 月 3 日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

東浦町先端産業育成条例の一部を改正する条例

東浦町先端産業育成条例（平成 11 年東浦町条例第 29 号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の項を改正後の欄の項に改める。

改正後	改正前
附 則	附 則
1 略 (有効期限)	1 略 (有効期限)
2 この条例は、 <u>平成 28 年 3 月 31 日</u> 限り、 その効力を失う。	2 この条例は、 <u>平成 27 年 3 月 31 日</u> 限り、 その効力を失う。
3 及び 4 略	3 及び 4 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

先端産業の工場等を新增設する中小企業者に交付金を交付する事業を延長するため提案するものである。

議案第 13 号

東浦町営グラウンドの設置及び管理に関する条例の一部改正について

東浦町営グラウンドの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成 27 年 3 月 3 日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

東浦町営グラウンドの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

東浦町営グラウンドの設置及び管理に関する条例（昭和 53 年東浦町条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の題名、条及び別表を改正後の欄の題名、条及び別表に改める。

改正後	改正前
<p><u>東浦町営グラウンド及び東浦みどり浜緑地多目的広場の設置及び管理に関する条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>東浦町営グラウンド及び東浦みどり浜緑地多目的広場</u>（以下「<u>グラウンド等</u>」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(設置)</p> <p>第2条 本町に<u>グラウンド等</u>を設置し、その名称及び所在地は、別表第1のとおりとする。</p> <p>(管理)</p> <p>第3条 <u>グラウンド等</u>は、東浦町教育委員会（以下「委員会」という。）が管理する。</p> <p>(利用の許可)</p> <p>第4条 <u>グラウンド等</u>を利用しようとする者は、あらかじめ委員会の許可を受けなければならない。利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）が許可された事項を変更しようとする場合においても同様とする。</p>	<p><u>東浦町営グラウンドの設置及び管理に関する条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>東浦町営グラウンド</u>（以下「<u>グラウンド</u>」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(設置)</p> <p>第2条 本町に<u>グラウンド</u>を設置し、その名称及び所在地は、別表第1のとおりとする。</p> <p>(管理)</p> <p>第3条 <u>グラウンド</u>は、東浦町教育委員会（以下「委員会」という。）が管理する。</p> <p>(利用の許可)</p> <p>第4条 <u>グラウンド</u>を利用しようとする者は、あらかじめ委員会の許可を受けなければならない。利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）が許可された事項を変更しようとする場合においても同様とする。</p>

<p>2 略 (利用の不許可)</p> <p>第4条の2 委員会は、次の各号のいづれかに該当するときは、<u>グラウンド等</u>の利用を許可してはならない。</p> <p>(1) 及び (2) 略 (3) 前2号のほか、<u>グラウンド等</u>の管理上支障があると認めるとき。 (利用者の義務)</p> <p>第5条 利用者は、<u>グラウンド等</u>の利用に際しては、この条例及びこれに基づく委員会規則の規定並びに第4条第2項の規定により許可に付けられた条件に従うとともに、<u>グラウンド等</u>の秩序を乱すような行為をしてはならない。 (過料)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 前項に定めるものを除くほか、次の各号のいづれかに該当する者に対しては、5万円以下の過料を科する。</p> <p>(1) 第4条第2項の規定により許可に付けられた条件に違反して<u>グラウンド等</u>を利用した者 (2) 第7条の規定による許可の取消し若しくは変更又は利用の中止命令に違反して<u>グラウンド等</u>を利用した者 (3) その他不正の方法により許可を受けて<u>グラウンド等</u>を利用した者</p>	<p>2 略 (利用の不許可)</p> <p>第4条の2 委員会は、次の各号のいづれかに該当するときは、<u>グラウンド</u>の利用を許可してはならない。</p> <p>(1) 及び (2) 略 (3) 前2号のほか、<u>グラウンド</u>の管理上支障があると認めるとき。 (利用者の義務)</p> <p>第5条 利用者は、<u>グラウンド</u>の利用に際しては、この条例及びこれに基づく委員会規則の規定並びに第4条第2項の規定により許可に付けられた条件に従うとともに、<u>グラウンド</u>の秩序を乱すような行為をしてはならない。 (過料)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 前項に定めるものを除くほか、次の各号のいづれかに該当する者に対しては、5万円以下の過料を科する。</p> <p>(1) 第4条第2項の規定により許可に付けられた条件に違反して<u>グラウンド</u>を利用した者 (2) 第7条の規定による許可の取消し若しくは変更又は利用の中止命令に違反して<u>グラウンド</u>を利用した者 (3) その他不正の方法により許可を受けて<u>グラウンド</u>を利用した者</p>																
<p>別表第1 (第2条関係)</p> <table border="1"> <tr> <th>名称</th> <th>所在地</th> </tr> <tr> <td>東浦町営第1 グラウンドの項から東浦町営南部グラウンドの項まで 略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>東浦みどり浜緑地 多目的広場</td> <td>東浦町大字藤江字 みどり浜2番地</td> </tr> </table> <p>別表第2 (第6条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>単位</th> <th>使用料の額 (単位・円)</th> </tr> </thead> </table>	名称	所在地	東浦町営第1 グラウンドの項から東浦町営南部グラウンドの項まで 略		東浦みどり浜緑地 多目的広場	東浦町大字藤江字 みどり浜2番地	施設名	単位	使用料の額 (単位・円)	<p>別表第1 (第2条関係)</p> <table border="1"> <tr> <th>名称</th> <th>所在地</th> </tr> <tr> <td>東浦町営第1 グラウンドの項から東浦町営南部グラウンドの項まで 略</td> <td></td> </tr> </table> <p>別表第2 (第6条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>単位</th> <th>使用料の額 (単位・円)</th> </tr> </thead> </table>	名称	所在地	東浦町営第1 グラウンドの項から東浦町営南部グラウンドの項まで 略		施設名	単位	使用料の額 (単位・円)
名称	所在地																
東浦町営第1 グラウンドの項から東浦町営南部グラウンドの項まで 略																	
東浦みどり浜緑地 多目的広場	東浦町大字藤江字 みどり浜2番地																
施設名	単位	使用料の額 (単位・円)															
名称	所在地																
東浦町営第1 グラウンドの項から東浦町営南部グラウンドの項まで 略																	
施設名	単位	使用料の額 (単位・円)															

東浦町営第1グラウンドの項から東浦町営南部グラウンドの項まで 略			東浦町営第1グラウンドの項から東浦町営南部グラウンドの項まで 略		
<u>東浦町営第2グ ラウンド</u>			<u>東浦町営第2グ ラウンド</u>	<u>1時間</u>	<u>200</u>
<u>東浦み どり浜</u>			<u>東浦み どり浜</u>	<u>1時間</u>	<u>2,000</u>
<u>緑地多 目的広 場</u>			<u>緑地多 目的広 場</u>	<u>1時間</u>	<u>1,000</u>
東浦町営第1グラウンド夜間照明施設の項 略			東浦町営第1グラウンド夜間照明施設の項 略		
備考			備考		
1 略			1 略		
2 東浦町、半田市、刈谷市、常滑市、東海市、大府市、知多市、阿久比町、南知多町、美浜町又は武豊町に在住し、在勤し、又は在学している者以外の <u>者が利用する場合</u> （東浦みどり浜緑地多目的広場を当該者が利用する場合を除く。）の <u>使用料の額</u> は、この表に定める金額を <u>2倍した額</u> とする。			2 東浦町、半田市、刈谷市、常滑市、東海市、大府市、知多市、阿久比町、南知多町、美浜町又は武豊町に在住し、在勤し、又は在学している者以外の <u>ものが利用する場合は</u> 、この表に定める金額の <u>2倍</u> とする。		
3 略			3 略		

#### 附 則

- この条例は、平成27年7月25日から施行する。
- この条例の施行の日以後の東浦みどり浜緑地多目的広場の利用に係る許可については、この条例の施行の日前においても、この条例による改正後の東浦町営グラウンドの設置及び管理に関する条例（以下「新条例」という。）の規定により、当該許可をすることができる。この場合において、当該許可を受けたときは、施行の日において新条例の規定により許可を受けたものとみなす。
- 前項の規定により許可を受けた者からは、この条例による改正前の東浦町営グラウンドの設置及び管理に関する条例の規定にかかわらず、新条例に定める額の使用料を徴収することができる。

#### 提案理由

東浦みどり浜緑地多目的広場を設置及び管理するため提案するものである。

議案第 14 号

東浦町保育所の保育の実施に関する条例の廃止について

東浦町保育所の保育の実施に関する条例を廃止する条例を次のように定めるものとする。

平成 27 年 3 月 3 日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

東浦町保育所の保育の実施に関する条例を廃止する条例

東浦町保育所の保育の実施に関する条例（昭和 62 年東浦町条例第 8 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

児童福祉法の一部改正に伴い、保育の実施基準について条例で定める事項ではなくなるため提案するものである。

議案第15号

知多都市計画事業東浦緒川駅東土地区画整理事業施行に関する条例の廃止について

知多都市計画事業東浦緒川駅東土地区画整理事業施行に関する条例を廃止する条例を次のように定めるものとする。

平成27年3月3日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

知多都市計画事業東浦緒川駅東土地区画整理事業施行に関する条例を廃止する条例

知多都市計画事業東浦緒川駅東土地区画整理事業施行に関する条例（平成9年東浦町条例第30号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（東浦町緒川駅東土地区画整理事業特別会計条例の廃止）

2 東浦町緒川駅東土地区画整理事業特別会計条例（平成10年東浦町条例第2号）は、廃止する。

（経過措置）

3 前項の規定による廃止前の東浦町緒川駅東土地区画整理事業特別会計条例に基づく平成26年度東浦町緒川駅東土地区画整理事業特別会計予算に係る出納については、平成27年5月31日まで、東浦町緒川駅東土地区画整理事業特別会計は、存続するものとする。

提案理由

知多都市計画事業東浦緒川駅東土地区画整理事業が終了するため提案するものである。

議案第 16 号

知多地方教育事務協議会規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 6 の規定に基づき、知多地方教育事務協議会規約を別紙のとおり変更するため、議会の議決を求める。

平成 27 年 3 月 3 日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、所要の規定を整理するため提案するものである。

知多地方教育事務協議会規約の一部を変更する規約

知多地方教育事務協議会規約の一部を次のように変更する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
(委員)	(委員)
第8条 委員は、次のものをもってこれに充てる。	第8条 委員は、次のものをもってこれに充てる。
(1) 関係市町教育委員会の <u>教育長</u>	(1) 関係市町教育委員会の <u>委員長</u>
(2) <u>関係市町教育委員会委員を代表する者</u>	(2) <u>関係市町教育委員会の教育長</u>
2 略	2 略

附 則

この規約は、平成27年4月1日から施行する。

議案第28号

新たに生じた土地の確認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定に基づき、本町の区域  
内に下記の土地が新たに生じたことを確認する。

平成27年3月3日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

記

新たに生じた土地	新たに生じた土地の面積
大字藤江字亥子新田 97 番 10 の前面の堤 防敷地先公有水面埋立地	6,143.26 平方メートル

提案理由

公有水面の埋立てに伴い、新たに土地が生じたことの確認をするため提案するもの  
である。

議案第29号

公有水面の埋立てに伴う字の区域の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、平成27年3月19日から本町の字の区域を下記のとおり変更する。

平成27年3月3日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

記

編入する区域		編入先の字名
新たに生じた土地	新たに生じた土地の面積	
大字藤江字亥子新田 97 番 10 の前面の堤防敷地先公 有水面埋立地	6,143.26 平方メートル	大字藤江字みどり浜

提案理由

公有水面の埋立てに伴い新たに生じた土地について、大字藤江字みどり浜に編入するため提案するものである。

議案第30号

町道路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり町道路線を廃止するものとする。

平成27年3月3日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

整理番号	路 線 名	起 点 ( 地 先 )	重要な経過地
		終 点 ( 地 先 )	
1 2 8 3	森岡 283 号線	東浦町大字森岡字栄南 123 番	
		東浦町大字森岡字栄東 32 番 3	
6 0 8 6	藤江 86 号線	東浦町大字藤江字三丁 65 番 3	
		東浦町大字藤江字三丁 32 番 10	
6 0 8 8	藤江 88 号線	東浦町大字藤江字三丁 91 番	
		東浦町大字藤江字三丁 122 番	
6 0 8 9	藤江 89 号線	東浦町大字藤江字三丁 86 番	
		東浦町大字藤江字三丁 24 番	
6 0 9 0	藤江 90 号線	東浦町大字藤江字三丁 105 番 1	
		東浦町大字藤江字三丁 59 番	

提案理由

路線の整理に伴い、路線を廃止するため提案するものである。

議案第31号

町道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定に基づき、次のとおり町道路線を認定するものとする。

平成27年3月3日提出

東浦町長 神谷明彦

整理番号	路線名	起 点 (地先)	重要な経過地
		終 点 (地先)	
1302	森岡302号線	東浦町大字森岡字葭野125番 東浦町大字森岡字三洲道49番4	
3239	緒川新田239号線	東浦町大字緒川字寿久茂67番3 東浦町大字緒川字寿久茂67番3	
4376	石浜376号線	東浦町大字石浜字戌新田30番 東浦町大字石浜字川尻1番1	
4377	石浜377号線	東浦町大字石浜字川尻18番6 東浦町大字石浜字川尻27番	
6086	藤江86号線	東浦町大字藤江字三丁65番4 東浦町大字藤江字三丁159番1	
6088	藤江88号線	東浦町大字藤江字三丁137番1 東浦町大字生路字狐洞12番42	
6089	藤江89号線	東浦町大字藤江字三丁145番3 東浦町大字藤江字三丁151番2	
6090	藤江90号線	東浦町大字藤江字三丁138番4 東浦町大字藤江字三丁173番	

6231	藤江231号線	東浦町大字藤江字三丁 158番1 東浦町大字藤江字三丁 32番10	
------	---------	--------------------------------------	--

提案理由

路線の整理等に伴い、新たな道路として認定するため提案するものである。